

長久手市防犯用具購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市防犯用具購入費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、防犯用具の購入に要する費用の一部を補助することにより、防犯用具の普及を促進し、侵入盗及び自動車盗の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において防犯用具とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 屋外設置用センサーライト 人感センサー等により明かりを自動で点灯及び消灯させる装置で、住宅への侵入盗の未然防止が期待できる屋外に設置する後付けのものをいう。ただし、カメラの機能を有しないものに限る。
- (2) 防犯砂利 踏むと大きな音がする砂利でパッケージ等に防犯の機能を有する旨が記載されているものをいう。
- (3) 自動車盗難防止用ナンバープレートねじ 自動車用ナンバープレートの盗難を防止するために取り付けるねじで、容易に取り外しができないものをいう。
- (4) 自動車用タイヤロック 自動車のタイヤやホイールに装着することでタイヤ自体を動かなくする器具をいう。
- (5) 自動車用ハンドルロックバー 自動車のハンドル部分に取り付け、物理的にハンドルを回せなくする器具をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者
- (2) 防犯用具を自ら居住する市内の戸建住宅に設置又は使用する自動車に取付することとし、転売等を目的としない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が世帯の構成員でない者
- (5) 長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでない者
- (6) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、防犯用具の購入に要する費用とする。

- 2 同一品目の複数購入、複数品目の購入及びそれらの組み合わせでの購入の場合、その総額を補助対象経費とする。
- 3 屋外設置用センサーライト、防犯砂利及び自動車盗難防止用ナンバープレートねじの購入については、設置費も補助対象経費に含む。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、16,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、防犯用具を購入した後、長久手市防犯用具購入費補助金交付申請書兼実績報告書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯用具の購入に要した費用の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等の写し）
- (2) 内訳がわかる明細書
- (3) 防犯用具の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- (4) 防犯用具設置後の写真（自動車用タイヤロック及び自動車用ハンドルロックバーを除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付申請書の提出期限は、防犯用具を購入した日の属する年度の3月末日とする。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、長久手市防犯用具購入費補助金交付決定兼確定通知書（以下「確定通知書」という。）（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 申請者は、前条の規定による確定通知書を受領した日から起算して10日以内に長久手市防犯用具購入費補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第10条 交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が補助事業により取得した防犯用具については、購入の日から3年間は市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により承認を受けた交付決定者に対し、当該承認に係る防犯用具の処分による収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（検査等）

第11条 市長は、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

（危険負担等）

第12条 補助事業により取得した防犯用具の設置の際の作業者の瑕疵、当該設置後に生じた侵入盗、自動車盗等による損害及びその他生じた問題については、市はその責を負わない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくはその一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第4条及び第5条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。